



### 3. 訴訟の概要

(1) 訴訟を提起した会社の名称	ア ク サ ス	A C リ ア ル エ ス テ イ ト
(2) 訴訟を提起した会社の所在地	徳島県徳島市山城西四丁目2番地	兵庫県神戸市中央区京町76番地1
(3) 訴訟を提起した会社の代表者の役職氏名	代表取締役社長 久岡 卓司	同左
(4) 訴訟を提起した相手	旧雑貨屋ブルドッグ 前取締役会長 内山 恭昭 旧雑貨屋ブルドッグ 前代表取締役社長 小楠 昭彦	同左
(5) 訴訟の内容	金融商品取引法第24条の4の規定により準用される同法第22条第1項等に基づく損害賠償請求事件（以下、「乙事件」という）	会社法第423条第1項に基づく損害賠償請求事件（以下、「甲事件」という）
(6) 請求金額	金642,266,820円及びこれに対する平成25年5月14日から支払済みまでの民法所定の年5%の割合による金員	金343,957,776円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまでの民法所定の年5%の割合による金員

(注) ACリアルエステイトの請求金額は、平成29年6月16日付にて請求の一部につき減縮しております。

### 4. 判決の概要

- (1) 被告小楠昭彦は、原告ACリアルエステイトに対し、331,528,265円及びこれに対する平成27年3月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告ACリアルエステイトの被告小楠昭彦に対するその余の請求を棄却する。
- (3) 原告ACリアルエステイトの被告内山恭昭に対する請求を棄却する。
- (4) 原告アクサスの請求をいずれも棄却する。
- (5) 甲事件の訴訟費用は、原告ACリアルエステイトと被告小楠昭彦との間においては同被告の負担とし、同原告と被告内山恭昭との間においては同原告の負担とし、乙事件の訴訟費用は、原告アクサスの負担とする。
- (6) 本判決は、「4. 判決の概要(1)」に限り、仮に執行することができる。

### 5. 今後の見通し

本判決に対しまして、内容を精査したうえで今後の対応を検討してまいります。

本判決が当社グループの業績に与える影響等につきましては、現時点では未確定であります。本件に関して今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

当社グループは、今後も継続的にコンプライアンスの向上に取り組んでまいります。

以 上